様式第１号(別表第２関係)

第　　　　　号

年　　月　　日

　○○広域振興局長　様

市町村長　氏　　　　名　印

所在地

名　称

代表者　氏　　　　名　印

いきいき農村基盤整備事業補助金交付申請書

　〇年度において、いきいき農村基盤整備事業補助金の交付を受けたいので、岩手県補助金交付規則により、関係書類を添えて、次のとおり補助金の交付を申請します。

記

　交付申請額　　　金　　　　　　　　　　円

様式第２号(別表第２関係)

事業計画（実績）書

１　事業の目的

２　事業計画（実績）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 地区名 | 事業種類 | 受益面積 | 事業量 | 事業費 | 交付申請額 |
|  | 受益者数 |
|  |  | ha | 人 | ha、ｍ | 円 | 円 |

３　経費の配分

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事 業 費 | 負　担　区　分 | 備　考 |
| 県補助金 | 市町村費 | 土地改良区費 | その他 |
| 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |  |

４　事業完了予定（完了）年月日　　　　　　　年　　月　　日

　※　いきいき農村基盤整備事業実施要領に定める、いきいき農村基盤整備計画を添付のこと。

様式第３号(別表第２関係)

収支予算（精算）書

　地区名

１　収入の部

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　　分 | 本年度予算額(本年度精算額) | 前年度予算額(本年度予算額) | 差引増減額 | 備　　考 |
| 県補助金 | 円 | 円 | 円 |  |
| 市町村費 |  |  |  |  |
| 土地改良区費 |  |  |  |  |
| その他 |  |  |  |  |
| 計 |  |  |  |  |

２　支出の部

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 本年度予算額(本年度精算額) | 前年度予算額(本年度予算額) | 差引増減額 | 備　　考 |
|  | 円 | 円 | 円 |  |

様式第４号(別表第２関係)

第　　　　　号

年　　月　　日

　○○広域振興局長　様

市町村長　氏　　　　名　印

所在地

名　称

代表者　氏　　　　名　印

いきいき農村基盤整備事業変更（廃止）承認申請書

　〇年〇月〇日付け岩手県指令〇広〇第〇号で補助金の交付の決定の通知のあった、いきいき農村基盤整備事業の実施について、次の理由により事業を変更（廃止）したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 地区名 | 事業種類 | 変更（廃止）理由 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

　（注）関係書類は、変更前と変更後を比較対照できるように変更に係る部分についてのみ、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

様式第５号(別表第２関係)

第　　　　　号

年　　月　　日

　○○広域振興局長　様

市町村長　氏　　　　名　印

所在地

名　称

代表者　氏　　　　名　印

いきいき農村基盤整備事業補助金請求(精算)書

　〇年〇月〇日付け岩手県指令〇広〇第〇号で補助金の交付の決定の通知のあった、いきいき農村基盤整備事業が完了したので、岩手県補助金交付規則により、関係書類を添えて、次のとおり補助金の交付を請求（精算）します。

記

１　請求（精算）額　　　　金　　　　　　　　円

２　内　　　訳

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 地区名 | 事業種類 | 請求(精算)額 | 補助金交付決　定　額 | 前金払受領済　　　額 |
|  |  | 円 | 円 | 円 |
| 計 |  |  |  |  |

　（注）精算の結果、交付を受ける補助金がない場合は、表題及び下記中の「請求」並びに本文中の「補助金の交付を請求」を「精算」と記載すること。

様式第６号(第７関係)

第　　　　　号

年　　月　　日

　○○広域振興局長　様

市町村長　氏　　　　名　印

所在地

名　称

代表者　氏　　　　名　印

いきいき農村基盤整備事業進捗状況報告書

　〇年〇月〇日付け岩手県指令〇広〇第〇号で補助金の交付の決定の通知のあった、いきいき農村基盤整備事業について、〇年〇月〇日現在における進捗状況を次のとおり報告します。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 地区名 | 事業種類 | 事業費(A) | 補助金 | 〇月末現　在事業費(B) | 〇月末現　在補助金 | 進捗率(B)/(A) | 残　高事業費 | 備　考 |
|  |  | 円 | 円 | 円 | 円 | % | 円 |  |

様式第７号(第８関係)

第　　　　　号

年　　月　　日

　○○広域振興局長　様

市町村長　氏　　　　名　印

所在地

名　称

代表者　氏　　　　名　印

いきいき農村基盤整備事業補助金前金払請求書

　〇年〇月〇日付け岩手県指令〇広〇第〇号で補助金の交付の決定の通知のあった、いきいき農村基盤整備事業について、補助金の前金払を受けたいので、次のとおり請求します。

記

１　請求額　　　金　　　　　　　　円

２　内　訳

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 地区名 | 事業種類 | 補助金交付決定額 | 前回までの受領済額 | 今回請求額 | 差引残額 |
|  |  | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 計 |  |  |  |  |  |

３　理　由

（参考様式）

岩手県指令○広○第〇号

住　所

法人又は氏名

　令和○年○月○日付け○第○号で申請のあった令和○年度いきいき農村基盤整備事業に対し、岩手県補助金交付規則（昭和32年岩手県規則第71号。以下「県補助金規則」という。）第５条の規定により、次の条件を付けて補助金○○円を交付することと決定したので、県補助金規則第７条の規定により通知します。

　　令和○年○月○日

○○広域振興局長　印

１　補助金交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の内容及び経費の配分は、令和○年度いきいき農村基盤整備事業補助金交付申請書に添付の事業計画書のとおりとする。

２　補助事業者は、いきいき農村基盤整備事業補助金交付要綱（令和２年３月30日付け農建第530号岩手県農林水産部長通知）、いきいき農村基盤整備事業実施要領（令和２年３月30日付け農建第529号岩手県農林水産部長通知）、県補助金規則、関連通達等の規定に従わなければならない。

３　補助事業者は、補助事業に係る経理を明らかにした関係書類を整備し、事業終了の翌年度から起算して５年間保存しなければならない。

４　補助事業者は、補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）が明らかでないため、消費税等相当額を含めて申請した場合にあっては、次の条件に従わなければならない。

　(1) 補助事業者は、補助金請求（県補助金規則第13条の規定による補助金請求をいう。）を行うに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して請求しなければならない。

　(2) 補助事業者は、補助金の交付を受けた後に消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前記(1)により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税等仕入控除税額報告書（別紙様式第１号）により速やかに○○広域振興局長に報告するとともに、県からの返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

５　補助事業者は、県補助金規則第９条第１項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消された場合において、補助事業の当該取消に係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、○○広域振興局長の命ずるところにより、補助金を返還しなければならない。ただし、やむを得ない事情があると○○広域振興局長が認めるときは、この限りではない。

６　補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で、処分制限期間（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間をいう。ただし、同令に定めのない財産については、○○広域振興局長が別に定める期間をいう。以下同じ。）を経過しない場合においては、財産管理台帳（別紙様式第２号）その他関係書類を整備保管しなければならない。

７　補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならない。

８　補助事業者は、前記７の財産（１件当たりの取得価格が50万円未満の機械及び器具を除く。）について、処分制限期間内に○○広域振興局長の承認を受けずに、補助金の交付の目的以外の目的のために使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

９　○○広域振興局長は、補助事業者が前記８の承認を得て財産を処分したことにより収入を得たときは、当該収入の全部又は一部を、県に対して納付させることがある。

別紙様式第１号

第　　　　　号

年　　月　　日

　○○広域振興局長　様

市町村長　氏　　　　名　印

所在地

名　称

代表者　氏　　　　名　印

消費税等仕入控除税額報告書

　〇年〇月〇日付け岩手県指令〇広〇第〇号で補助金の交付の決定の通知のあった、いきいき農村基盤整備事業補助金について、次のとおり報告します。

記

１　補助金交付額　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　金　　　　　　　　　　円

２　補助金の交付時に減額した仕入れに係る消費税等相当額　　金　　　　　　　　　　円

３　消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　金　　　　　　　　　　円

４　補助金返還相当額（３－２）　　　　　　　　　　　　　　金　　　　　　　　　　円

注　事業実施主体別の内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。